

大阪府行政オンラインシステム

2. ログインから申請までの流れ

大阪府が所管する事業所分のみ、大阪府行政オンラインシステムにて
審査・受付が可能です。

(大阪市・堺市・中核市などに所在する事業所分は審査・受付できません。)
誤って申請された場合、加算は算定できません。予めご注意ください。

※ 各申請・届出のご案内ページには、
専用ページのURLを掲載しています。
そちらから直接、アクセスすることも可能です。

①ログインする

トップページURL

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>)



操作A

「ログイン」をクリックします。

手続き時には必要書類の添付が必要です。

先に、大阪府HPの掲載内容をご確認

いただき、必要書類をダウンロードのうえ、
作成をお願い致します。

操作B

画面が遷移したら、「利用者ID(メールアドレス)」と「パスワード」を入力します。

入力後、「ログイン」をクリックします。

②申請ページを検索



ログイン後、トップページに戻りますので、「**手続き一覧(事業者向け)**」をクリックします。

キーワード検索で「障がい」などと入力し、「検索」をクリック、【検索結果】が右側の一覧に表示されるので、クリックします。

※キーワード検索をせず、ログイン後に表示されている手続き一覧から選択することも可能です。



※ 各申請・届出のご案内ページには、専用ページのURLを掲載しています。そちらから直接、アクセスすることも可能です。

③ 「内容詳細」画面

 内容詳細

【障がい】 令和4年度福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和4年10月1日算定開始分）

※事前準備

届出には【大阪府行政オンラインシステム】の利用者登録が必要です。
トップページ  の右上【新規登録】から事前に登録をお願い致します。

- ※ 必ず【事業者として登録】（【個人として登録】は不可）から登録してください。
- ※ 既に他の届出等で利用者登録されている場合は、再登録不要です。
- ※ 利用者登録手順・システム操作方法・お問い合わせはこちら  です。

1度利用者登録されますと、今後予定する【大阪府行政オンラインシステム】による各種申請や届出の受付時にも使用
大阪府所管外の事業所について、登録・届出されましても、審査・受付できませんので、ご注意ください。

概要・算定要件など

令和4年度福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について  ※事前に必ずご確認ください。

対象事業所（大阪府が所管する事業所）

大阪府行政オンラインシステムの利用について

操作マニュアルはこちら↓

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/manual/index>)

よくある質問はこちら↓

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/faq>)

詳細画面の掲載内容・提出期限
対象事業所など必ずご確認ください。
手続きしてください。

スクロール

次へ進む >

ウィンドウを閉じる

操作

下へスクロールし、「次へ進む」をクリックすると、次のページ（申請内容の入力画面）へ進みます。

④ 「申請内容の入力」画面 ——基本情報入力欄——

申請内容の入力

【障がい】令和4年度福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和4年10月1日算定開始分）

----- 基本情報入力欄 -----

下記の項目をすべて確認・入力してください。

届出対象事業所について 必須

届出先の間違いが多くなっていますので、必ず事前にご確認ください。
大阪府が所管していない市町村に所在する事業所分は審査・受付できません。あらかじめご承知おきください。

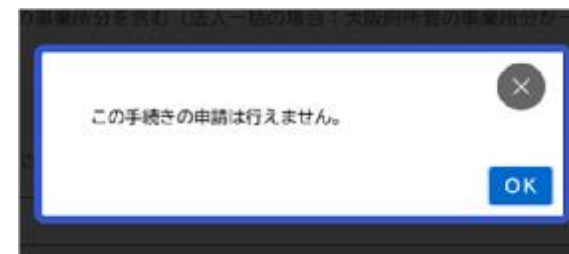
※特に大阪市・堺市に所在する事業所分のみ計画書を誤って、大阪府へ届出されることが多くなっています。
届出先の誤りにより、加算が算定できない場合がございますので、あらかじめご注意ください。

選択

- 計画書の事業所一覧が大阪市・堺市に所在する事業所分のみ
- 計画書の事業所一覧が中核市に所在する事業所分のみ（障害児入所施設は大阪府所管）
- 計画書の事業所一覧が大阪府以外の都道府県に所在する事業所分のみ
- 計画書の事業所一覧が大阪府が権限移譲する市町村に所在する事業所分のみ（障がい福祉サービス事業について）
- 計画書の事業所一覧に上記以外の事業所分を含む（法人一括の場合：大阪府所管の事業所分が一部含まれていれば可）

法人名 必須

計画書に記載する法人名を入力してください。（※代理人（代理法人）名ではありません。）



大阪府所管外の場合、上記↑の表示がでます。

操作1

計画書について、大阪府が所管する事業所が含まれているか確認します。
いずれかを選択してください。

操作2

必要事項を入力してください。

法人名・作成担当者名・
メールアドレス・電話番号と続きます。

④ 「申請内容の入力」画面 —— 提出書類添付欄 ——

添付書類（障がい福祉サービス等処遇改善計画書（福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書）） **必須**

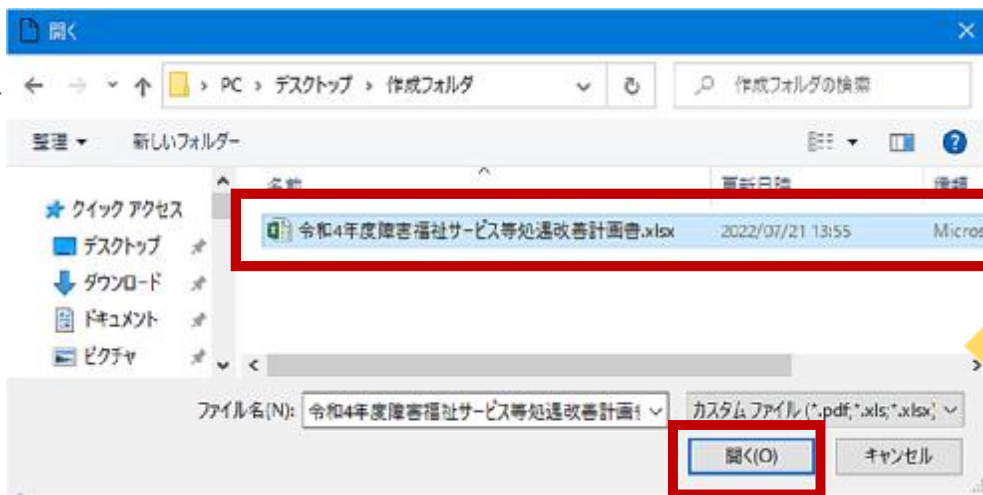
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算計画書を添付してください。
ファイル形式はExcelファイル（.xls、.xlsx のみ）にてアップロードしてください。
計画書は前画面の「申請書・資料」からダウンロードしてください。（下記「< 戻る」ボタンから前画面へ戻れます。）

アップロードするファイル形式は大阪府HPに掲載する形式から変更せず、Excelファイルのまま保存・アップロードしてください。

アップロードするファイルを選択

操作3

「アップロードするファイルを選択」をクリックします。



操作4

お使いのPC等からアップロードするファイルを選択し、「開く」をクリックします。
※お使いのPC等により画面などは異なります。（左画面は例です。）

アップロードするファイルを選択

アップロード完了：令和4年度障害福祉サービス等処遇改善計画書.xlsx 取消

アップロードが完了すると、「アップロード完了」が表示されます。

④ 「申請内容の入力」画面 —— 提出書類添付欄 ——

委任状【該当する場合のみ添付】

行政書士の方が作成・届出する場合は添付してください。
ファイル形式はExcel・Word・PDFをお願いします。（jpeg・jpg・zip等は不可）

アップロードするファイルを選択

添付書類（変更に係る届出書）【該当する場合のみ添付】

下記に該当する場合のみ添付が必要です。
ベースアップ等変更加算計画書の届出と同時に、届出済みの「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」について

- ・区分等を変更する場合
- ・法人一括にて作成している場合で、届出事業所・サービスが増減する場合
- ・算定条件を変更する場合

などは「変更に係る届出書」の添付が必要です。

ファイル形式はExcelファイルにてアップロードをお願いします。
様式のダウンロードはこちら [☞](#)からお願いします。

アップロードするファイルを選択

添付書類（職員分類の変更特別に係る報告）【該当する場合のみ添付】

該当する場合のみ添付が必要です。
ファイル形式はExcelファイルにてアップロードをお願いします。
様式のダウンロードはこちら [☞](#)からお願いします。

アップロードするファイルを選択

添付書類（特別な事情に係る届出書）【該当する場合のみ添付】

該当する場合のみ添付が必要です。
ファイル形式はExcelファイルにてアップロードをお願いします。
様式のダウンロードはこちら [☞](#)からお願いします。

アップロードするファイルを選択

操作5 該当する場合のみ添付してください。

必要書類を添付されましたら、「次へ進む >」をクリックします。
※入力不備などがあれば、該当項目がエラー表示されますので、修正してください。

操作6

スクロール

④ 「申請内容の確認」画面

申請内容の確認

【障がい】 令和4年度福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和4年10月1日算定開始分）

届出対象事業所について

計画書の事業所一覧に上記以外の事業所分を含む（法人一括の場合：大阪府所管の事業所分が一部含まれていれば可）

修正する

法人名

株式会社 生活基盤

修正する

作成担当者名

大阪 谷町

修正する

メールアドレス（確認入力あり）

shitei@gbox.pref.osaka.lg.jp

修正する

電話番号（ハイフンなし）

スクロール

操作7

入力内容などを再度ご確認いただき、必要に応じて、**修正**してください。



操作8

全て確認のうえ「申請する」をクリックします。

申請する >

< 戻る

⑤申請の完了

申請が完了しましたら、「申込番号」が表示されます。
申込番号は今後の手続きに必要な場合がありますので、必ず保管をお願いいたします。

申請の完了

【障がい】令和4年度福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和4年10月1日算定開始分）

令和4年度障がい福祉サービス等処遇改善計画書（福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書）が届出されました。
順番に申請内容を審査しますので、しばらくお待ちください。
なお、手続きの処理状況は「マイページ」からご確認頂けます。

お問合せの際に必要となりますので、申込番号を控えるか、このページを印刷してください。

※大阪府が所管する市町村に所在する事業所について審査・受付致します。
大阪市・堺市・中核市・大阪府が権限移譲する市町村に所在する事業所分は、
各指定検査（市町村・広域）へ申請してください。
申請先が誤っている場合、大阪府では審査・受付できません。

申込番号
12345678

大阪府が所管する事業所分のみ、大阪府行政オンラインシステムにて審査・受付が可能です。

（大阪市・堺市・中核市などに所在する事業所分は審査・受付できません。）

誤って申請されますと、加算が算定できない旨、予めご注意ください。

申請が完了しましたら、システムからメールが送信されますので、大切に保管してください。

今後の、審査の進捗状況はマイページにて確認できます。
詳しくは「03 申請状況の確認方法」を参照してください。